

廃対第 号
令和 7 年 3 月 日

岐阜県環境審議会
会長 大場 伸也 様

岐阜県知事 江崎 禎英

第 3 次岐阜県廃棄物処理計画の中間見直しについて（諮問）

このことについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 5 条の 5 第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

諮 問 理 由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5に基づき、都道府県は廃棄物の減量化や適正処理等に関する国の基本方針に即して、廃棄物の減量その他適正な処理に関する計画（廃棄物処理計画）を定めることとされています。

本県では貴審議会の答申を経て、令和3年度から令和12年度までの10年間の計画期間とする第3次岐阜県廃棄物処理計画を令和3年3月に策定しました。

この計画では、資源循環型社会の形成を目指し、「廃棄物の排出抑制・循環的利用及び適正処理の推進」「美しい生活環境の保全」「災害・感染症・気候変動への備え」の3つを施策の柱として取組みを進めているところです。

一方、国においては、「第5次循環型社会形成推進基本計画」が策定され、従来廃棄されてきた製品や原材料などを再利用し、限られた資源を有効活用する「循環経済（サーキュラーエコノミー）」を国家戦略に位置付けるなど、廃棄物行政を取り巻く環境はめまぐるしく変化しています。

今般、令和7年度が本計画の中間年度にあたるとともに、計画策定時との社会情勢の変化に対応するため、計画の中間見直しを行うこととし、同法第5条の5第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めるものです。